

漁業法第73条第2項第2号に係る判断基準

1 趣旨

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第73条第2項第2号に規定する「地域水産業の発展に最も寄与すると認められる者」（免許をすべき者）を判断するに当たり、「海面利用制度に関するガイドライン」（令和2年6月30日付け2水管第499号水産庁長官通知）及び「海区漁場計画の作成等について」（令和4年4月14日付け4水管第57号水産庁長官通知）に基づき、その判断基準を定めるもの。

2 判断基準

第73条第2項第2号の「前号に掲げる場合以外の場合」は、次の（1）又は（2）の場合とし、この場合における同号の「地域水産業の発展に最も寄与すると認められる者」については、下表の審査基準により総合的に判断する。

- （1）新たに設定された同一の個別漁業権について、複数の免許の申請がある場合
- （2）類似（継続）漁業権である同一の個別漁業権について、複数の免許の申請がある場合であって、既存の漁業権者からの申請がない場合

【審査基準】

審査項目	審査のポイント
漁業生産	・ 安定的な漁業生産が見込まれるか
漁業所得	・ 安定期な漁業所得が見込まれるか
就業機会の確保	・ 地域漁業者の就業機会の確保に寄与しているか
地域の漁業者との調和	・ 地元漁業関係者との調整が十分に行われているか ・ 該当する漁業権の区域に団体漁業権が設定されている場合は、当該漁業関係者との調整が整っているか
地元水産物流通等への寄与	・ 地元の水産物流通・加工等への寄与が見込まれるか

なお、（2）の場合において、「既存の漁業権者が経営の安定化・高度化のために設立した法人」又は「当該漁業に係る権利及び義務を承継した者」が申請した場合は、当該申請者を「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」とする。

3 その他

2の審査に当たっては、漁業権免許申請書に添付する事業計画書のほか、必要に応じて、申請者へのヒアリングなどを併用して審査を行うものとする。

附 則

この判断基準は、令和5年5月30日から施行する。